

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

岩手国民年金 事案 695

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、同居していた母親が、A町で納付していたはずであるが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した昭和45年6月から申立期間直前の49年3月までの国民年金保険料は全て納付されており、申立期間後についても保険料の未納が無く、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において保険料を完納していることが確認できる。

また、申立人は、申立人の母親が家族の分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているところ、申立期間当時、同居していた申立人の両親及びその兄については、国民年金加入期間において保険料が完納されており、申立人の家族の納付意識の高さがうかがえ、申立人に係る申立期間の保険料のみが納付されないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 696

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月

厚生年金保険料と重複納付していた昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、55 年頃に還付を受けたことを記憶しているが、年金記録を確認したところ、重複納付となっていない申立期間の国民年金保険料までが還付されたことになっており、当該期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、同年 1 月 31 日に前納されているが、国民年金被保険者台帳によると、54 年において 50 年 9 月に遡って国民年金被保険者の資格喪失処理が行われた後、申立期間を含む同年同月から同年 12 月までの保険料が、55 年 2 月に還付されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 50 年 9 月に遡って国民年金被保険者の資格喪失の手続をした覚えはなく、厚生年金保険料と重複納付となっていない申立期間の国民年金保険料までも還付を申し出たことはないとしている。

また、申立人は、昭和 50 年 9 月*日に厚生年金保険被保険者であるその夫と婚姻したことにより、国民年金の強制加入対象者から任意加入対象者に切り替わるところ、旧国民年金法附則第 6 条の 2 の規定によれば、被保険者が強制加入者でなくなった場合、その者が資格を喪失するに至らなかったならば、納付すべき国民年金保険料を前納しているときは、任意加入者に該当する日に任意加入の申出をしたものとみなすとされている。

このことから、同条の規定により、申立期間は任意加入の申出があったものとみなす期間であり、納付済みであった申立期間の国民年金保険料を還付

したのは、誤った事務処理であると考えられ、申立期間は、納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、A市の職員に納付を催促されたこともあったが、未納が無いように全て納付したはずだ。

申立期間①については、当時婚姻していた元妻と一緒に、申立期間②については、自身で国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その元妻とは昭和 59 年 9 月頃まで同居しており、それまでは元妻と一緒にA市で国民年金に関する手続きを行っていたとしているところ、申立人の元妻が別居後に住所を移したB町（現在は、A市）作成の国民年金被保険者名簿によると、当時、申立人の元妻に係る申立期間①前の期間は納付済期間、申立期間①後の期間は申請免除期間と記録されていたことが確認でき、当該納付記録及び免除記録は、申立人の申立期間①前後の記録と一致していることから、別居以前の期間においては、申立人及びその元妻と一緒に国民年金に関する手続きを行っていた状況がうかがえる上、申立人の元妻は、国民年金に加入した 50 年 10 月から申立期間①を含む 59 年 3 月までの国民年金保険料を全て納付していることを踏まえると、申立期間①について、申立人のみ未納とされていることは不自然である。

申立期間②について、申立人は、別居後は自身で国民年金保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間②前の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの保険料は、全て現年度納付されている上、申

立期間②後の 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料は、61 年 4 月 30 日に前納されているなど、申立人の納付意識の高さがうかがえ、申立期間②のみ保険料を納付しないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から同年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から同年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

申立期間①については、同居していた父親が私と両親の国民年金保険料を一緒に納付していたが、私だけ未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、私自身が国民年金保険料を継続して確実に納付していたが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その父親が申立人自身と両親の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和39年3月から45年1月までの保険料及び申立期間①直後の同年4月から46年3月までの保険料については、申立人及びその両親の納付記録が一致している上、申立人の両親は、申立期間を含む国民年金加入期間において保険料を完納している。

申立期間②について、申立人は、婚姻後、住所を移してからは自身で国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間は3か月と短期間である上、申立人が住所を移したとする昭和46年以降、申立期間を除き、国民年金加入期間において、保険料は全て納付済みとなっている。

これらのことを踏まえると、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の両親及び申立人自身の保険料の納付意識の高さがうかがえ、申立期間①及び②について保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における標準報酬月額に係る記録を、平成14年2月は30万円、同年3月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から同年4月1日まで

ねんきん定期便をチェックしていたところ、給料明細書に記載されている総支給額と標準報酬月額が合わないことに気が付いたので、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書により確認できる総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成14年2月は30万円、同年3月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは照会文書の回答が得られず、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保

険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手国民年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から9年4月まで
申立期間当時は、A市に居住しており、送付されてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によると、申立人は、平成12年3月19日にA市からB市に転入したことが確認でき、同市保管の国民年金に係る電算記録によると、申立人は、同年同月22日付けで、7年12月7日に遡って国民年金の第1号被保険者資格を取得したこと、及び12年4月28日付けで、9年5月14日に遡って国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更したことが確認できることから、申立人は、7年12月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、12年3月22日に同市において国民年金の第1号被保険者資格の取得を届け出るまでの間、国民年金に加入しておらず、申立人に対して納付書は発行されなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間当時、仮に、国民年金に加入していたとすれば、平成9年1月の基礎年金番号制度の導入に伴い、同時点で加入している国民年金の手帳記号番号が基礎年金番号として申立人に付番されることになるが、オンライン記録によると、同年同月に、申立人に対して基礎年金番号は付番されておらず、12年4月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認でき、オンライン記録からも、申立人が国民年金に加入していた状況はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月

私は、平成元年 12 月に市役所へ行き、国民年金第 3 号被保険者の資格取得の手続を行った際、申立期間の国民年金保険料を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が平成元年 12 月に国民年金第 3 号被保険者の資格取得手続を行った際、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、その主張する時点において、制度上、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、平成 3 年 5 月 28 日付けで、平成元年 12 月に遡って国民年金第 3 号被保険者資格を取得しており、さらに、申立期間についても、3 年 5 月 29 日付けで、昭和 60 年 11 月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得日等から、昭和 63 年 9 月以降に払い出されていると推認され、申立人が所持する年金手帳の国民年金欄の「初めて被保険者になった日」には、「昭和 63 年 9 月 1 日」と記載されていることから、当該払出時点において、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無い上、制度上、時効により当該期間の保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、申立人は、20 歳到達以降、A 市以外に住民登録をしていないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、国民年金第 1 号被保険者期間とされた平成元年 11 月の国民年金保険料は、平成 3 年 6 月 26 日に納付されていること

が確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から同年 4 月までの期間及び 52 年 6 月から 53 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月から同年 4 月まで
② 昭和 52 年 6 月から 53 年 10 月まで

私は、母から国民年金には必ず加入するように言われており、昭和 51 年 5 月 * 日の婚姻日より前に国民年金の加入手続を行い、申立期間についても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 5 月 * 日の婚姻日より前に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿に記載された前後の手帳記号番号の状況により、同年同月に婚姻後の姓で払い出されていることが確認できることから、申立人は、婚姻後に初めて国民年金の加入手続を行ったと推認される。

また、申立期間①当時、A 市において、申立人の旧姓で国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立期間②前後の国民年金加入期間において、申立人の手帳記号番号は、同一の番号が使用されているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 51 年 5 月 * 日の婚姻日以降は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから国民年金の任意加入対象者となり、任意加入対象者は加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することになるところ、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、前述の国民年金手帳記号番号払出時期である同年同月 12 日に任意加入者として初

めて国民年金被保険者資格を取得したこと、同年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者になったことを理由として国民年金被保険者資格を喪失したこと、及び 53 年 11 月 1 日に任意加入者として国民年金被保険者資格を再取得したことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳においても、当該国民年金被保険者資格取得日及び喪失日が記載されているなど、申立人が申立期間において国民年金の被保険者であった状況はうかがえない。

以上のことから、申立期間において、申立人は国民年金に加入しておらず、申立期間に係る納付書が発行されることは無く、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。